

答 申 第 99 号

平成14年9月30日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年7月8日付け交計第47号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成11年6月25日付けで異議申立人から提起された、平成11年6月22日付け交計第37号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成11年6月22日付け交計第37号で行った「北総開発鉄道株式会社の経営再建対策に関する覚書（平成6年6月28日付け）」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）のうち「運賃値上げの部分」の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 北総開発鉄道株式会社の運賃改定申請と本件文書との関連について知りたい。県を含む四者の約束事の中に運賃改定を定期的に行うことが入っていたかに関心がある。

「運賃改定は、北総開発鉄道株式会社が業績や長期収支計画等に基づき、自主的な判断により決定しており、本件文書の内容に拘束される訳ではない」とのことだが、本件文書が公開されない限り知る由がなく、そのことを確認したい。

非公開理由の中に、運賃値上げは北総開発鉄道株式会社の経営状況や経営方針を表す旨の記述があったが、同社は第三セクターであり、県の株式保有率も22.28パーセントと高くなっており、独自の判断で運賃値上げを求めることは考えられない会社形態である。したがって、四者の合意があつてはじめて値上げが申請できたのではないかと考えられる。

イ 本件文書が「平成11年度を目標年度として北総開発鉄道株式会社の経営再建対策として交わされた」とのことなら、11年度末においても財務内容が厳しいことの見込みはついたであろう平成10年半ばの運賃値上げは必然だったのか、本件文書により判断したい。

北総開発鉄道株式会社の収入のほとんどは、運賃収入に依存している。覚書を交わした四者は、本件文書中で、同社の支援のための条件として、同社が自らの収入増を

図る努力をすること、すなわち、千葉ニュータウン居住者の増加に依存するだけでなく、定期的な運賃値上げを求めていくことを約束させられていたのではないか。しかも、目標設定が行われたため、入居者増が見込めなかった分を、平成7年度、10年度の両年度にかけての運賃10パーセント値上げに依存せざるを得なかったのではないか。

ウ 千葉ニュータウン事業は大変公共性の高い事業と聞いている。したがって、居住する住民に対しては、相当な配慮があって然るべきである。県政の透明性、公正さの確保の観点からも、本件文書に書かれているであろう運賃値上げへの約束事項についての公開を強く求めるものである。

エ 異議申立人としては、本件文書のうち、運賃値上げの部分だけについて公開の判断をしてもらえればよい。

オ 北総開発鉄道株式会社の経営安定化に向けた支援体制については、既に公開されている株主総会資料に記載されており、非公開理由とはならない。

なお、株主総会資料に記載されていない掲載内容も含まれ「今後の資金協力を受ける際の支障となる」とのことだが、同鉄道は巨額の負債を抱え市中金融機関からの資金協力は到底無理であり、公的な協力ならば財務内容の詳細な検討が前提になるだろうから、今回の文書公開と関連があるとは認められない。

カ 本件文書は、平成11年度までのものであるから、今となっては過去のものである。したがって、これを公開しても事業運営上の地位に不利益をもたらすとは考えられない。

キ 北総開発鉄道株式会社の経営上の機密に関する文書とのことだが、県民の利益を優先すべき県が、それに反する文書の作成に関与していた可能性がある。

ク 「北総開発鉄道株式会社や関係者との信頼を失わせる」とのことだが、同鉄道利用者や本件文書の存在を知らず運賃値下げを含む要望書を提出していた千葉ニュータウンの構成市町村首長に対する信頼をより失わせる。利用者の感情を逆撫するように、しかも要望書を出し続けた地元への十分な回答もないままで値上げをしたことこそが、沿線地域の入居者の不安をいたずらに煽る行為である。

ケ 「県と民間会社との信頼関係が損なわれる」とのことだが、全文の公開を求めている訳でなく、県が運賃値上げに関与していたかどうかを確認したいのであり、本件文書中に、定期的に運賃値上げして、北総開発鉄道株式会社も支援を受けるからには、

経営努力をするといった約定があったかどうかを確認したい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 北総開発鉄道株式会社の概要について

ア 北総開発鉄道株式会社は、千葉ニュータウンと都心とを結ぶ北総・公団線（京成高砂・印旛日本医大間）の旅客運送営業を行っている。同社は、昭和47年5月に設立され、その後、昭和54年3月の北初富・小室間の開業、平成3年3月の京成高砂・新鎌ヶ谷間の開業を経て、現在に至っている。

なお、全線のうち小室・印旛日本医大間については、都市基盤整備公団が建設した鉄道線路等を借り受け、旅客運送営業を行っているものである。

イ 同社は、京成高砂・小室間に係る建設費の日本鉄道建設公団への元利償還金が多額であること、また、千葉ニュータウン等沿線開発の遅れにより旅客収入が伸び悩んでいることから、厳しい経営を強いられてきている。

このため、千葉県等の関係者による支援措置が昭和60年度から講じられてきたところであるが、必ずしも実効が上がっていないため、北総開発鉄道の安定的・継続的な運行を目的とした同社の経営再建対策について、平成11年度を目標年次とした内容の覚書を関係者間で交換したところである。

(2) 本件文書の概要について

ア 本件文書は、千葉県、北総開発鉄道株式会社ほかの四者で、同社の経営再建対策について取決めをしたもので、覚書と添付資料とで構成されている。

覚書には、同社の経営再建対策の目途、旅客収入を確実に達成するための施策、関係者による資金協力、金融機関の協力、北総再建委員会の設置が規定されており、資料には、長期収支試算前提条件表、経営収支試算、資金繰り試算及び関係者の支援額一覧表が添付されている。

イ 異議申立人は、北総開発鉄道株式会社の運賃改定と本件文書との関連について知りたいこと、つまり、県を含む四者の約束事の中に運賃改定は定期的にする旨の規定があるかが関心事であると主張する。

しかし、そもそも運賃の改定は、同社が業績や長期収支計画等に基づき、自主的な判断により決定するものであり、本件文書の内容に拘束される訳ではない。

- (3) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号該当性について

ア 本件文書は、北総開発鉄道株式会社の経営再建対策について関係者間で締結されたものであり、経営再建対策の目途、運賃改定、長期収支等、事業運営上のノウハウに関する情報及び内部管理に関する情報が記載されているものである。

したがって、本件文書を公開することにより、同社が厳しい経営状況に置かれていること等が明らかになった場合には、千葉ニュータウンをはじめとする北総開発鉄道沿線地域の入居者の不安をいわずらに煽るとともに、今後の入居促進に悪影響を及ぼすおそれがあり、千葉ニュータウンへの入居の促進等旅客収入を確保するための各種事業活動の妨げとなると考えられる。

また、同社に対する資金協力や長期収支等財務内容が一方的に公開されることにより、今後、資金協力を受ける際に支障となるおそれがあり、同社の自主的経営努力に悪影響を及ぼすものと考えられる。

以上のことから、本件文書は、公開することにより、経営再建に取り組む同社の事業運営上の地位に不利益をもたらすと認められ、旧条例第11条第3号本文に該当すると判断した。

なお、当該情報は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 異議申立人は、北総開発鉄道株式会社の経営安定化に向けた支援体制については、既に公開されている株主総会資料に記載されており非公開理由とはならないから、本件文書に係る非公開部分を公開すべきと主張する。

しかし、公開されている株主総会資料とは、定時株主総会の承認を得た後、商法等の規定により公告することとされている貸借対照表及び損益計算書のことでありとされる。貸借対照表は、企業の一定時点における財務状態を、損益計算書は一定期間における経営成績を表示した会計報告書であり、資産、負債、資本、経常損益、当期末処理損益等について記載されるが、同社に対する詳細な資金協力の枠組みまで記載されている訳ではない。

- (4) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本件文書は、公開することを前提に交換されたものではなく、これを県が一方的に公開すれば、覚書を交換した北総開発鉄道株式会社及び関係者との信頼関係が損なわ

れ、今後、同社に対する経営支援策を実施していく上で、関係者間で協議する際の大きな支障となるものと考え。本件文書に記載されている資金協力及び長期収支等は、あくまでも独立した株式会社の経営に関する機密とされるものである。

以上のことから、本件文書は、公開することにより、事務事業の関係者との信頼関係が損なわれると認められ、旧条例第11条第8号に該当すると判断した。

イ 異議申立人は、本件決定が、北総開発鉄道利用者及び本件文書の存在を知らされず、毎年運賃値下げを含む要望書を提出していた千葉ニュータウンの構成市町村首長に対し、信頼関係をより失わせる結果を招くものとなると主張する。

しかし、本件文書は、あくまでも北総開発鉄道株式会社の経営上の機密に関する内部資料であって、また、運賃についても、業績及び長期収支計画等に基づき、同社が自主的な経営判断により決定しているものであり、本件文書の内容に拘束されているわけではない。したがって、本件文書を非公開とすることが、北総開発鉄道利用者及び千葉ニュータウンの構成市町村首長に対し、信頼関係を失わせる結果を招くものとは考えられない。

ウ 異議申立人は、北総開発鉄道利用者の感情を逆撫でするように、要望書を出し続けた地元への十分な回答もないまま値上げをしたことが沿線地域の入居者の不安をいわずらに煽る行為であると主張する。

しかし、公開することを前提としていない本件文書を公開することは、北総開発鉄道株式会社及び関係者との信頼関係を損ない、今後、同社に対する経営支援策を実施していく上で、関係者間で協議する際の大きな支障となると判断して非公開としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

実施機関の説明3(2)アのとおりである。

(2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件文書のうち「運賃値上げの部分」のみについて公開の判断を求めるとの主張である。確かに、本件文書中には運賃改定に係る記載もあるので、当該

情報が非公開条項に該当するか、以下検討する。

イ なお、「運賃値上げの部分」とは、異議申立人が、①本件文書に具体的な運賃値上げについての内容が記載されているのではないかと考えていること、②本件文書中に北総開発鉄道株式会社も支援を受けるからには定期的に運賃値上げをして経営努力をするといった約定があったかどうかを確認したいこと、③運賃値上げの約束事項についての公開を求めること等を主張していること及び本件文書の構成を併せ考慮すると、「資料を除く覚書中、運賃値上げに関する情報」と解することが相当である。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

「運賃値上げの部分」に係る情報の本号該当性について、以下検討する。

ア 本号本文該当性について

(7) 旅客鉄道事業に係る旅客運賃の設定及び変更については、旅客鉄道事業が国民生活に必需的なサービスであるという性格上、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条の規定により、国土交通大臣の認可等の厳密な手続を要することとされているところである。

また、一般に、旅客運賃等公共料金設定の基本的な考え方としては、サービス等の提供に必要な原価をちょうど賄うだけの収入が得られるような水準に決められているところであり、原価とは「能率的な経営の下における適正な原価」が算定の基準とされている。

すなわち、旅客運賃の改定は、事業者が能率的経営を図るべく、経営努力を重ね経営合理化に努めた上で、効率性(効率的な資源配分)、公平性(公平な供給と負担)、安定性(安定供給の確保)を考慮して初めて、自主的な判断により手続が開始されるものである。

なお、国土交通省の定めた鉄軌道業の情報提供ガイドラインにおいては、運賃改定における透明性の向上及び利用者等の監視による能率化の推進のため、運賃改定時には事業者自らが、改定理由や改定率さらには需給見通しなど必要な情報を提供することが定められているところであるが、運賃改定時以外においては、運賃・料金のメニュー等を随時に提供すべきと定めるにとどまっている。

(イ) これらの事情を総合的に勘案すれば、認可申請又は届出に至るまでの過程における運賃改定に関する情報は、運賃改定の時期・内容にまで言及した情報はもちろんのこと、運賃改定の必要性に触れた程度の情報であっても、事業者にとって極めて

重要な業務執行上の意思決定に関するものであって、これを公開すれば、実施機関の説明するように、旅客収入の確保等に向けた事業活動の妨げとなることは容易に想定され、事業者の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

なお、本件文書は、平成6年に取り交わされ、平成11年度をもって目標年次が経過しているものであるが、依然として北総開発鉄道株式会社は経営再建の途上にあり、長期に亘る経常的な支援が必要とされていることから、平成12年度以降においても、「運賃値上げの部分」に係る情報が公開されれば、同社の経営再建に向けた事業活動に影響を及ぼすことは容易に想定される。

また、その他、同社の極めて重要な経営方針を公開することによって同社が被ることとなる不利益を消し去るほどの特段の事情は認められない。

以上のとおり、「運賃値上げの部分」に係る情報は本号本文に該当すると判断する。

イ 本号ただし書該当性について

上記アで本号本文に該当すると判断した情報については、運賃改定に関する事業活動が、人の生命、身体及び健康に対して危害を与えるものではなく、また、違法又は不当な事業活動とも認められず、さらに、当該情報を公開することが公益上人の生命や財産等の保護と同程度に必要であるとも認められない。

したがって、上記アで本号本文に該当すると判断した情報は、本号ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

本件文書は、県が当事者として関係者と支援について取決めをしたものである。したがって、本件文書に含まれる「運賃値上げの部分」に係る情報は本号前段に該当すると認められるので、以下、本号後段該当性について検討する。

(7) 北総開発鉄道株式会社は、自ら発行しているパンフレット（平成11年9月）によると、鉄道による一般運輸業、その他これに関連する事業を事業内容とし、発行済株式総数のうち、京成電鉄グループが51.0パーセントを保有し、以下、千葉県が22.3パーセント、都市基盤整備公団が17.3パーセント、金融機関が6.3パーセントを保有する株式構成となっており、いわゆる第三セクターと呼ばれるものである。

確かに、県が行う事務事業を県民に対して明らかにすべき要請に鑑みれば、県が

行う支援措置は県民に公にされるべきものであり、事実、北総開発鉄道株式会社への支援額等は県の発行する冊子「千葉県の鉄道・バス」においても公にされているところである。

- (イ) ところで、第三セクターに対する支援は、出資、融資、補助金の交付などの方法が通常採られているところであるが、いつ、どのような方法でどの程度の支援を行うかは、会社の経営状況や県の関与の程度さらには関係者間の負担の程度などを踏まえ、個別具体的に検討され実施されるものである。

特に、県が行う出資について見てみると、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7の規定により、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては監査を行うことができるとされており、監査を通じて県の関与の度合いが強まるところ、北総開発鉄道株式会社に関しては県の出資は4分の1に満たない。したがって、同社に対する県の支援策の検討に当たっては、他の出資者の意向が重要となり、ことさら県と関係者間の信頼関係を維持する必要性があるものと認められる。

- (ウ) 本件文書は、北総開発鉄道の安定的・継続的な運行という要請を踏まえ、関係者間で支援措置について交わした覚書であるが、公開することを前提に作成されたものではないと認められるから、本件文書を県が一方的に公開すれば、県と関係者との信頼関係が損なわれ、今後、北総開発鉄道株式会社への更なる支援が必要になった場合に、関係者間で行う協議の支障になることは容易に想定し得るものである。

したがって、本件文書を公開することにより、北総開発鉄道株式会社への経営支援という事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから、「運賃値上げの部分」に係る情報は本号に該当すると判断する。

(5) 結論

以上のとおり、本件文書のうち「運賃値上げの部分」に係る情報は、旧条例第11条第3号及び第8号に該当し公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|------------|----------------|
| 11. 7. 8 | 諮問書の受理 |
| 11. 8. 27 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 11. 10. 12 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 12. 9. 8 | 審議 |
| 13. 10. 24 | 実施機関から非公開理由を聴取 |
| 13. 12. 26 | 異議申立人から意見を聴取 |
| 14. 6. 18 | 審議 |
| 14. 7. 19 | 審議 |
| 14. 9. 18 | 審議 |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|---------------|-----|
| 岩間 昭道 | 千葉大学教授 | |
| 大友 道明 | 弁護士 | |
| 鶴岡 稔男 | 千葉家庭裁判所家事調停委員 | 部会長 |
| 福武 公子 | 弁護士 | |

(五十音順：平成14年9月18日現在)